

税の申告時期です



申問 税務課（本庁舎内） ☎ 82 - 2070

正しく期限内に必ず申告を！

市民税・県民税および所得税確定申告の期限は、3月17日（月）までです。

令和6年1月1日から12月31日までの1年間の所得について計算のうえ、申告してください。

提出された申告書は、所得証明・年金・福祉医療・認定こども園の入所や公営住宅入居などの手続きの際に必要な資料です。申告がないと諸証明が発行できませんので、期限内に申告してください。

申告の必要があるかどうかわからない人は、フローチャートを参考にしてください。

申告フローチャート

令和6年中に収入がなかった、または収入が遺族・障害年金等非課税所得のみでしたか？

はい

国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入していますか？

はい → 市民税・県民税の申告が必要
いいえ → 申告不要

次のいずれかに該当しますか？

- ① 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整されなかった給与収入の合計が20万円以上ある。
- ② 給与所得以外に20万円以上の所得がある。
- ③ 給与収入が2,000万円を超える。
- ④ 公的年金等の収入が400万円を超えるまたは公的年金等の収入以外に20万円以上の所得がある。

はい

確定申告が必要

社会保険料・生命保険料・医療費・寄附金など控除の追加をしますか？

はい

確定申告することで所得税の還付が発生しますか？

はい → 確定申告が必要
いいえ → 市民税・県民税の申告が必要

確定申告を要しない事業所得、不動産所得、その他雑所得等がありますか？

はい → 市民税・県民税の申告が必要
いいえ → 申告不要

確定申告はパソコンやスマートフォンで！

パソコンやスマートフォンを使って、国税庁のホームページから確定申告することができます。

メリット

- ① 自宅から気軽に申告でき、移動・待ち時間が^{ゼロ}0
- ② 申告期間中は24時間いつでも利用可能※メンテナンス時間を除く
- ③ 紙での申告よりも早期に還付（約3週間程度で還付金が受取可能）



国税庁
ホームページ

① マイナンバーカードを利用する場合

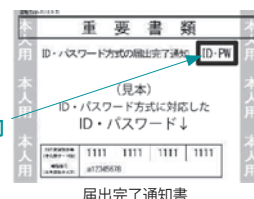
用意するものは次の4点です。

- ① マイナンバーカード
 - ② マイナンバーカードの2種類のパスワード
 - ③ ICカードリーダライタまたはマイナンバーカードの読み取り対応のスマートフォン
 - ④ マイナポータルアプリのインストール
- ※ マイナンバーカード電子証明書の失効や有効期限切れに注意ください



② IDとパスワード方式を利用する場合

ID・パスワード方式で申告するには届出完了通知書が必要です。詳しくは柏原税務署に問い合わせください。



ID・PWが目印



申告相談は2月17日（月）～3月13日（木）です

送付の申告書で申告してください

市民税・県民税申告書を1月下旬に郵送します。

昨年、確定申告をした人	昨年、市民税・県民税の申告をした人
申告書は送付しません。必要に応じて申告を行ってください。	申告書を送付します。送付の申告書で申告してください。

申告相談の会場・日程について

相談のある人は申告相談会場を利用ください。次の①～⑩の相談は、柏原住民センターおよび丹波篠山市民センターでのみ受け付けます。

①青色申告②仮想通貨の売却などによる所得③先物取引に係る雑所得等④土地・株式等譲渡所得の申告⑤肉用牛の売却による所得⑥雑損控除⑦住宅借入金等特別控除（初年度のみ）⑧過年分の申告⑨消費税の申告⑩分離課税の申告

■申告相談日程※土日祝を除く

会 場	日 程	時間
丹波篠山市民センター	2/17（月）～2/28（金）	午前9時～午後4時
柏原住民センター	3/3（月）～3/17（月）	午後4時
青垣住民センター	2/17（月）～2/19（水）	午前9時～午後4時
氷上住民センター	2/20（木）～2/26（水）	午後4時
ライフピアいちじま	2/27（木）～3/3（月）	※各会場の最終日の受付は正午までです。
春日住民センター	3/5（水）～3/10（月）	
山南住民センター	3/11（火）～3/13（木）	

※税務課・各支所・税務署の窓口では申告相談は行いません。

申告相談会場を利用する場合は

■医療費控除を受ける場合は、事前に医療費控除の明細書を作成し、持参ください。

※領収書の添付は不要です。ただし、内容を確認する場合がありますので持参ください。

※医療費控除の明細書は市ホームページからダウンロードできます。

■事業（営業・農業）所得・不動産所得の申告をする人は、事前に収支内訳書を作成し、持参ください。

※各種収支内訳書は国税庁のホームページからダウンロードできます。

※昨年、農業の申告を行い、償却資産の計算書類を受け取った人は、その書類を必ず申告会場へ持参してください。

《お願い》

■混雑状況により受付時間の短縮や入場制限する場合があります。

■申告内容により相談の順番が前後する場合があります。

■体調が優れない場合は、申告相談を控えてください。

市民税・県民税の申告は郵送でも受け付けています

《提出方法》

①市民税・県民税申告書に必要事項を記入する。所得・控除に係る資料（原本）およびマイナンバーカードの写しを申告書裏面に貼り付ける。

②封筒に入れて、税務課宛に郵送する。

※申告書は市のホームページからもダウンロードできます。

■所得税の確定申告書は大阪国税局業務センターに郵送ください。

■郵送先 大阪国税局業務センター阪神分室
〒661-8523 尼崎市若王寺3丁目11番46号

「税についての作文」表彰伝達式

「税についての作文」は、将来を担う中学生が、生活と税のかかわりについて理解を深めることを目的に毎年募集されています。

氷上中学校3年生の深田和真^{かずま}さんが丹波市長賞、同校3年生の田中芽咲^{めいさ}さんが柏原納税貯蓄組合連合会会長賞に選ばれ、11月25日に伝達式が行われました。



賞状を手にする深田さんと田中さん
（写真左から）